

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 本町学童保育所の増築に伴い、当該保育所について国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の規定に基づき支援の単位に区分するため、条例の一部を改正するものである。

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

国立市学童保育所条例(平成8年12月国立市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表1中

「

本町学童保育所	国立市谷保6017番地
---------	-------------

を

」

「

本町第1学童保育所	国立市谷保6017番地
本町第2学童保育所	国立市谷保6017番地
本町第3学童保育所	国立市谷保6017番地

に

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。